

国立大学法人筑波技術大学の中期目標・中期計画一覧表

中期目標	中期計画
<p>(前文)</p> <p>大学の基本的な目標</p> <p>国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、今日の知識基盤社会に対応するため、個々の学生の障害特性に配慮した教育を通じて、幅広い教養と専門的、応用的能力を持つ専門職業人を養成し、両障害者が社会的自立を果たし、自ら障害を持つリーダーとして社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法の研究と実践を通して国内外の障害者教育及び職業自立の発展に資することを基本的な目標とする。</p> <p>この基本的な目標を踏まえ、高等教育の内容に関わる各専門分野の研究の推進を図るとともに、最新の科学技術を利用して聴覚・視覚の障害を補償する教育方法やシステム等を開発し、情報授受のバリアのない教育環境の構築に努める。</p> <p>また、聴覚・視覚障害学生を受け入れている他大学等に対する支援、聴覚・視覚特別支援学校等との高大連携、留学生支援を含めた海外の高等教育機関との障害者に係る教育研究に関する国際交流活動等を推進する。</p> <p>さらに、東洋医学と西洋医学を統合した教育研究を推進するとともに、特色ある医療活動を通じて地域医療に貢献する。</p> <p>本学は、これらの目標をより高いレベルで達成していくために、大学院の充実を図るとともに、理療科教員養成課程等の設置を視野に教育研究を充実する。</p>	

<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。</p>	
<p>2 教育研究組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表 1 に記載する学部、研究科及び別表 2 に記載する教育関係共同利用拠点を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>アドミッション・ポリシーに基づいて、学生の受入れを推進する。また、本学の特性を踏まえ、体系的な授業内容を提供、授業内容や特性に合致した授業形態、指導法等を行うとともに、成績評価基準を明確にし、学生の質保証に努める。</p> <p>聴覚・視覚障害を補償した教育を通じて、生涯にわたって学修するための基本的素養を身につけさせるとともに、技術の高度化、専門化などに基づく社会的ニーズに柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用能力を育成し、各専門分野において聴覚・視覚障害者のリーダーとして社会に参画・貢献できる専門職業人を養成する。</p> <p>社会の多様な教育への需要に応えることにより、より高度で質の高い就労を支援する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>アドミッション・ポリシーに基づいた、学生の受入れを推進するため、適切かつ広範な広報活動を実施し、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。</p> <p>○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>教養教育、専門基礎教育、専門教育を関連させ、一貫性のある教育課程を編成する。</p> <p>○教養教育の成果に関する具体的方策</p> <p>幅広く深い教養及び総合的な判断力、生涯にわたって学修し、社会人として活躍しうる基本的素養を身につけるために必要な総合教養教育科目、主題別教養科目に加え、必要により専門基礎教養科目を開設する。また、障害関係科目により障害を理解させ、その克服を促すとともに、障害補償演習や言語・情報関係教育及び国際交流を通して、情報化、国際化の進展に対応できるコミュニケーション・スキルを高める。</p> <p>○専門教育の成果に関する具体的方策</p> <p>各専門分野の技術の高度化、専門化に柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用能力を育成するとともに、社会に積極的に参画・貢献できる専門職業人を養成するため、専門領域の特性に基づき、1 年次からの専門教育の導入や、個々の学生の適性や目標に応じた学修プログラムに対応できるように、幾つかの専攻やコース、履修モデルを作成する。</p>

(2) 大学院課程の教育内容及び成果等に関する目標

社会のニーズに応える専門的知識・技術を高め、自ら研究・応用が行える能力を育成し、リーダーとしての役割が果たせ、社会に対応できる高度専門技術者・医療人及び研究者の養成を目指す。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

すべての授業について明確な成績評価基準を策定する。また、適切な質の評価と保証を図るため、成績評価グレードポイント(GPA)制の導入を検討し、学生に公表し、努力を促す。

○卒業後の進路等に関する具体的方策

産業技術学部は情報、システム、デザイン関係、保健科学部では保健、情報関係の専門職業人・技術者としての就職を確保するため、インターンシップなどを通して職業指導の充実を図るとともに、産業界や医療界との連携に努める。また、国家試験など資格試験の合格率を高い水準に維持する。なお、学修意欲の高い学生には大学院等への進学も奨励する。

○教職課程、理療科教員養成課程の設置に関する具体的方策

社会的要請の強い教職課程、理療科教員養成課程を設置するため、教育体制、具体的履修プログラムの検討を進め、それぞれ今期間中早期の設置を目指す。理療科教員養成課程の準備に当たっては、最新の専門知識や臨床指導能力等を備えた人材を養成できるように整備する。

○9月入学、編入学を実現するための具体的方策

9月入学(秋季入学)等についての履修プログラム、実施体制等の検討を行う。編入学については、特に短期大学卒業生の状況を調査し、必要により定員化を実施する。

(2) 大学院課程の教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置

○大学院課程を充実するための具体的方策

障害者高等教育研究支援センター等の教員が担当する教育及び開発研究に基づき、基礎となる学部のない独立型の設置形態となる情報アクセシビリティ専攻(仮称)については、平成25年度までの設置を目指す。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

障害に配慮したきめ細かい指導ができるように、少人数クラス、個別対応に必要な実施体制を整える。また、他大学との単位互換、留学の奨励、インターンシップ及び学外実習などにより、本学以外の教育資源の活用を図るよ

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教育目的・目標の実現を図るために、授業内容や方法の改善に必要な教育体制及び教育支援体制を整えるとともに、教職員を対象とした組織的な研修を推進する。また、研修や授業評価の結果を教育の質の向上及び改善の取組に効果的に結びつける方策を実施する。

さらに、聴覚・視覚障害者の教育に関する全国共同利用型の中核機関を目指し、必要な取組を行う。

う計画する。

○専門教育の成果に関する具体的方策

社会のニーズに応える専門的知識・技術を高め、自ら研究・応用が行える能力を育成し、リーダーとしての役割が果たせ、社会に対応できる高度専門技術者・医療人及び研究者の養成を目指す。

○修了後の進路等に関する具体的方策

高度専門職業人としての教育レベルと就職を確保するため、産業界との連携によりインターンシップを取り入れるなど、実践的な教育や企業内研修の実施を準備する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

教養教育系と専門教育系の領域を超えた科目の担当を実施するなど、大学の基本的な目標を達成するための効果的な教員の配置、役割分担を検討する。また、助教、TAなどの積極的活用により少人数授業の中でよりきめ細かく個別対応を実施する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

聴覚・視覚の障害を補償する設備については、eラーニング等の導入を進めるなどにより充実を図るとともに、自由にアクセスできる情報システムやインターネットを十分に活用できる学修環境を整備する。また、留学生、社会人入学者及び編入学者等に対して、必要な個別対応ができるような学修環境を整備し、学修の質の向上を図る。

附属図書館においては、平成20年度に作成した「マスタープラン」に沿って、聴覚及び視覚障害学生のための学修及び教育支援、研究支援、情報発信等について、グループ学習室や休息スペースの設置などの具体的計画（情報保障を視野に入れた環境整備、研究図書館としての機能整備など）の検討を進め、実現する。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

教員相互の授業参観や学生による授業評価等を引き続き実施するとともに、その結果を活用し、教育指導等を改善するため、評価の内容を教員と学

生にフィードバックし、授業の改善や就職・進路指導の改善に役立てる。フィードバックしたことによる改善状況については、教員の個人評価においてチェックするとともに、教育の成果や効果を組織的に検証し、その評価結果を予算配分、給与面に活用する。

また、教育成果の評価法に関する研究プロジェクトを立ち上げ、教員の個人評価法を改善する。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

障害の特性に応じた教育方法の改善・開発を更に推進するとともに、新任教員に対して障害理解と障害者に対する指導法に関する研修を実施する。

また、教員を対象とした教材作成や学習指導法等に関するFD、教職員を対象とした手話、点字、情報保障等のスキルに関する研修会を定期的実施する。

○学部等の教育実施体制等に関する具体的方策

今期間中早期の設置を目指す教職課程及び理療科教員養成課程の設置に向けた整備を進める。

学生のニーズや社会の変化に対応できるよう、カリキュラムの改訂のみならず、学科の再編、入学定員の見直しを行い、教育研究体制を整備する。

大学院においては、高度専門技術者・医療人及び研究者を育成するという目標をより高いレベルで達成できるように、教員の研究指導力の向上や研究設備などの充実を図る。

障害者高等教育研究支援センターを全国共同利用型の教育関係施設として環境整備を進め、人的・物的資源の共同利用を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標

学修・生活・進路等に関する相談・助言の体制の充実を図るとともに、学生生活全般に対する教員の指導力を高め、社会の変化に対応できる体制を整えることにより、障害にかかわるニーズに配慮しながら、学生への支援を個別的、効果的に実施する。また、留学生及び社会人入学者に対して個別対応ができる学修支援環境の実現を図り、学修の質の向上を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学生相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

個々の学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに、各授業担当教員が授業時間外においても学生からの意見や要望に、より丁寧な対応ができるようにオフィスアワーの見直しを行い、より良い学修・生活支援を進める。さらに、チューター制やアドバイザー制により、学生一人ひとりをきめ細かく支援する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

本学の特色である障害者の高等教育，支援技術に関する研究を国際的水準で展開し，その研究成果を本学学生や留学生の教育に活用するとともに，他の教育機関等に積極的に公開するなどにより，障害者の福祉向上や高齢者の生活支援のために活用する。

また，学部や大学院等の教育の内容に関わる産業技術・保健科学の専門分野の研究を推進する。

○就職支援等に関する具体的方策

新たな就職先の開拓，進路・就職に関する講演会等の充実，学生のコミュニケーション特性に応じた面接指導を行う。また，障害に起因する社会生活上の困難や職場適応に関する相談対応等の就職後のフォローアップを推進する。

さらに，職域開拓や職能開発に係る調査研究を障害者の就職支援を行う機関等と連携して進める体制を整備する。

○経済的支援に関する具体的方策

経済的困窮者や成績優秀者に対する入学科・授業料猶予，免除制度がより有効となるように点検を行い，必要な改善を図る。また，種々の奨学金等に関する情報収集を行い，学生に提供する。

○社会人・留学生に対する具体的方策

社会人や留学生の受入れを積極的に進めるとともに，受入れや支援制度の整備・改善を図り，その学修・生活を支援する活動を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性と重点的に取り組む領域

学部や大学院等の教育の充実と高度化を図るため，研究資金の配分方法の改善などにより，産業技術及び保健科学に係る専門分野の研究を推進する。さらに，西洋医学と漢方，鍼灸を含む東洋医学を統合した国際的なレベルの研究を推進する。

聴覚・視覚障害者を対象とする高等教育機関として，聴覚・視覚障害者に対する教育方法，教育機器，教材，障害補償システム，情報保障システム及び教育支援システムについて研究開発を推進するとともに，他大学との共同研究及び他大学に学ぶ聴覚・視覚障害学生に対する支援にも積極的に取り組む。

今後，留学生の増加が見込まれる中で，自らの選択で学ぶことができる高等教育の整備（ユニバーサル・アクセスの実現）のため，日本語及びそれ以外の言語による手話・点字を含めた情報保障などの研究を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標

本学の特色を踏まえた重点研究プロジェクトを設定し、人材、資金、施設などを重点配分する。また、知的財産の創出、取得、管理及び活用について、必要な取組を行う。

特に、聴覚・視覚障害者教育の研究に資するため、教育方法の改善及び機器の開発、さらに、手話・点字を含めた情報保障などの研究を推進するとともに、障害者教育の研究に関する全国共同利用型の中核機関を目指し、必要な取組を行う。

また、教員の個人評価を行い、結果を研究費の配分や人事制度に反映させる。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

聴覚・視覚障害児・者のための教育及び支援に関する研究成果については、各種支援事業及び機関リポジトリ（NTUT リポジトリ）事業により、大学や特別支援学校等の機関に広く還元する。

また、障害者や高齢者の生活支援、福祉に結びつく研究成果については、企業等の関係機関と連携して積極的に実用化を目指す。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

各教員の研究については、教員の個人評価の研究領域の項目で検証する。研究チームの研究水準の目標を設定するに当たっては、他大学や海外の研究業績を調査・検討し、必要な見直しを行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置並びに研究資金の配分、設備等の活用・整備に関する具体的方策

大学としての重点研究プロジェクトを設定し、研究員を委嘱するなど、学部や学科等を超えた研究ユニットを編成して研究を推進するとともに、研究資金を重点的に配分する。

また、研究室、実習室等の利用状況をチェックし、研究スペースの配分の適正化を図り、重点研究プロジェクトのための研究施設を確保する。教室の利用状況を調査し、効率化を図るため、教室を共用スペースに転用する。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

知的財産に関する啓発活動を行うとともに、教員の取得した特許、開発したシステム等については、産業界と協力して実用化を目指す。特に障害者支援機器等に関して特許取得と実用化を目指す。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

教員の個人評価を実施し、その評価結果をもとにして研究の内容・方針・体制の見直しを行うとともに、その評価結果を研究費配分、給与面に活用する。

○研究実施体制等に関する具体的方策

総合的な聴覚・視覚情報保障の研究開発及び普及のため、聴覚障害系と

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

他大学や特別支援学校等，障害者関係組織及び地域社会と連携し，聴覚・視覚障害者に係る教育支援を行うとともに，障害補償に関する機器や学修資料等の研究開発を促進し，その成果を公表することにより教育支援に役立てる。

視覚障害系が独自性を保ちつつ，必要に応じて一体的な取組のできる体制と環境を整備するとともに，障害者高等教育研究支援センターを全国共同利用型の研究施設としての環境整備を進めるなどにより，研究実施体制を充実する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

○地域社会との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

聴覚・視覚障害者に係る教育機器，障害補償システム及び学修資料等の研究開発を学外の関係組織や団体と連携・協力して行う。その成果を公開するとともに，情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び手話通訳者等）の育成と技能の向上を図るために公開講座や研修会等を実施する。

また，機関リポジトリの整備と研究成果の蓄積等により，地域住民，聴覚・視覚障害関係者に対する図書や障害関係資料の利用促進を図る。蓄積された研究成果を「つくばサイエンスリポジトリ」に提供することにより，筑波研究学園都市の特性に特化したコンテンツの蓄積・公開事業に貢献する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

関係機関と連携して産学交流会やシンポジウムを開催し，新技術の開発，特許取得，製品化及び障害者支援技術の普及を積極的に進める。

○教育機関等との連携・支援に関する具体的方策

教材や教育支援システムの開発等を通して，聴覚・視覚障害者の教育方法の改善に資するとともに，ニーズに応じた情報提供，教育相談などを進める。

また，開発した支援機器や学修資料を提供するなどの支援を行い，聴覚・視覚障害者の社会参加に貢献するとともに，両障害者支援に関する技術や情報を全国の特別支援学校等の教育機関に広く提供し，支援の拡大・普及により連携を深める。

○他大学等との連携・支援に関する具体的方策

聴覚・視覚障害学生支援にかかわる全国規模の大学間ネットワークを充実させ，他大学等で学ぶ聴覚・視覚障害学生並びに学会等に参加・発表する聴覚・視覚障害者への支援を行い，両障害者の社会進出に貢献する。

(2) 国際化に関する目標

聴覚・視覚障害者の教育とその研究に関して、諸外国の教育機関や障害者関連組織との連携及び海外の学生・研究者との交流を促進することにより、国際交流・国際貢献を推進し、その中核としての役割を果たす。

(3) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標

東西医学統合医療機関として特徴ある診療・施術及び教育研究を通して、地域医療の向上に貢献するとともに、効率的な経営を行う。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策
国際交流協定締結大学等を中心に教職員及び学生の交流等により、障害者教育に係る大学等との国際交流を推進する。また、聴覚・視覚障害留学生の受入れを促進するとともに、手話、点字を含めた日本語等の習得支援並びに学修支援体制の整備の一環として、留学生のプレ教育のための全国共同利用型の施設の設置を目指す。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策
国際的にも聴覚・視覚障害者教育支援活動における中核的役割を果たすために、国際交流協定締結大学等との間で国際会議・研究会を開催するとともに、機関リポジトリやインターネット等を活用し、障害者教育支援の範囲を海外に拡大する。

また、アジア域内及び国内の関係団体と連携・協力の下に、アジアにおける視覚障害者の職業自立のために、マッサージ教育及びマッサージ業の普及を図るなどの国際貢献を行うことにより、アジア地域の障害者高等教育機関、関係団体との連携の強化、支援活動を充実する。

(3) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置

○良質な医療人養成の具体的方策
学生個々の能力や障害の程度に応じたより質の高い臨床実習の在り方を検討し、患者の立場に立った施術を行える医療人を養成する。鍼灸マッサージ師の卒後教育についても、その在り方の検討を行うとともに、理学療法診療教育の場として整備を検討する。

○医療サービスの向上や質の高い医療の提供に関する具体的方策
東西医学統合医療による治療に対する患者ニーズに対応するため、医療システムの効率化を図るとともに、東西医学に精通した医師・鍼灸師など医療者の配置、医療者間の効率的な連携、リハビリテーションを主体とした理学療法診療の整備等の改善点を検討し、必要かつ可能なことから実施する。また、地域の需要に応え、健康等の啓発を図る。

	<p>○東西医学を統合した研究と診療，施術に関する具体的方策</p> <p>東西医学統合医療機関として特徴的な診療を行うことにより地域医療に貢献するとともに，東西両医学の視点に立った診断治療施術に関する研究を推進する。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>① 聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として，本学が社会に果たすべき役割を実現するため，学長のリーダーシップの下，時代の変化や財政状況を踏まえ，理療科教員養成課程等の設置を視野に教育研究組織等の見直しを行い，効果的かつ機動的な組織運営等を行う。</p> <p>② 学外者等の意見を基に，法人運営の改善を図る。また，契約業務の適正化を推進するとともに，監査機能を充実する。</p> <p>③ 教職員の人事については，それぞれに応じた適切な人事評価を行うとともに，教職員人事基本方針に基づき確実に実行する。</p> <p>④ 学内の資源配分は，大学の戦略を踏まえた方針や評価に基づき実施する。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <p>大学全体の業務運営を戦略的に企画・実行・評価できるよう学長補佐体制を充実する。</p> <p>○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策</p> <p>全学各種委員会などの役割分担を見直し，組織運営体制のスリム化・効率化を推進する。</p> <p>○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策</p> <p>大学運営にかかる企画立案等に教職員が一体となり積極的に参画し得る体制を更に推進する。</p> <p>○教育研究組織の見直しの具体的方策</p> <p>① これまで必要な準備を行ってきた教職課程及び理療科教員養成課程の設置を着実に進め，教育研究組織を整備する。</p> <p>② 障害者高等教育に関わる支援，教育方法及び機器の開発，さらに，今後，留学生の増加が見込まれる中で，ユニバーサル・アクセスの実現のため，日本語及びそれ以外の言語による手話・点字を含めた情報保障などの研究と教育の共同利用型の施設の設置を目指し，必要な取組を行う。</p> <p>③ 学生のニーズや社会の動向などを十分に踏まえ，学科の再編を行い，教育研究体制を整備する。</p> <p>○法人運営の改善に関する具体的方策</p> <p>① 法人運営を更に改善するため，経営協議会における意見や監事監査・内部監査の結果を公表し，活用する。</p> <p>② 研修等により監査担当者の資質向上を図り，日常的な内部牽制を強化するとともに，財務会計全般，業務等について効率的，効果的な内部監査を</p>

行う。

- ③ 契約事務については、随意契約の見直しを随時行うとともに、監査機能を充実する。

○人事評価システムの活用に関する具体的方策

- ① 教員については、教育業績、研究業績、大学運営参加実績、社会的貢献等、多様な活動について、多面的かつ公正な評価基準に基づいて評価し、評価結果を昇任、昇給等の処遇に反映させる。
- ② 事務系職員については、各職員の業務の実施結果や職務行動を適正に評価し、評価結果を昇任、昇給等の処遇に反映させる。また、個々の職員の職務意識の向上、職務環境の改善及び主体的な能力開発を促進するため、評価結果を職員にフィードバックする。

○柔軟で多様な人事制度に関する具体的方策

教職員の人事基本方針に基づき以下のような取組を行う。

(教員に関すること)

- ① 時代の変化や中長期的な目標等を踏まえ、重点目標等の遂行に必要な教員配置を行う。
- ② 国内外の優秀な人材の採用を可能とする弾力的な教員採用方法を工夫する。
- ③ 教員の流動性を高めるため、任期付き教員制度を更に拡充する。
- ④ 本学の特性に鑑み、国際化及び教育研究の高度化に対応するため、障害者の教員採用に積極的に取組むとともに、外国人及び女性の教員採用についても促進する。

(事務系職員に関すること)

- ① 本学の特殊性を踏まえ、引き続き近隣大学との人事交流を行う。
- ② 組織の活性化を更に推進するため、本学での新任職員の採用を行う。
- ③ 効率的・効果的な事務運営を図るため、必要に応じ業務のアウトソーシングを進める。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ① 各部局への資源配分は、大学全体の戦略を踏まえた方針及び部局に対する評価に基づいて行う。

<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>① 事務組織全般にわたり業務を精査し、事務処理の一層の効率化・合理化を図る。</p> <p>② 事務組織及び事務職員配置の検証を行い、適正な人員配置等を行う。</p>	<p>② 戦略的な資源運用を実現するため、より一層の独創的・意欲的な教育研究活動の積極的な取組が行われるよう、競争的資金等の獲得状況等に応じて、予算を配分する。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>○事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策</p> <p>① 情報化の推進、アウトソーシングの導入等により、事務処理の合理化・効率化を実現する。</p> <p>② 大学等との共同研修を引き続き実施するとともに、本学の特殊性を踏まえ、他機関との事務の連携を推進する。</p> <p>③ 聴覚・視覚障害の特性を踏まえた事務処理を円滑に行うため、手話研修、点字研修、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修を継続的に実施する。</p> <p>○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <p>事務組織の教育研究支援部門の再編を行い、教育研究及び留学生を含む学生サービスなどの向上を図る。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>聴覚・視覚障害者に関する教育研究の取組の公開や教員に科学研究費補助金等の一層の獲得を促すなど、外部資金の獲得を積極的に推進する。また、施設の地域開放などにより、自己収入の増加に努める。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <p>① 外部研究資金の獲得を促進するための研究支援システムを確立し、関係情報の収集・提供及び獲得のための助言を引き続き行う。</p> <p>② 科学研究費補助金の申請を高めるため、アドバイザー制度を創設する。</p> <p>③ 本学が果たすべき役割や教育研究成果を社会に広く普及・公開し、寄附金等の増加を図る。</p> <p>○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p> <p>学内の施設・設備を積極的に地域住民等に開放し、自己収入の増加に努める。</p>

<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>管理的経費を抑制する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>保有資産の点検を行い、資産の有効活用を促進するとともに、施設の有効活用を促進するための効率的かつ体系的な管理体制を整備する。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>○人件費の削減に関する具体的方策</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。</p> <p>○管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <p>① 業務内容の見直し、外部委託の促進、管理部門及び教育研究部門におけるペーパーレス化の推進など、業務の効率化を進める。</p> <p>② 定期的にセグメントごとのコスト分析を行うとともに、その結果を周知徹底して、コスト意識の改革を進める。</p> <p>③ 温室効果ガスの排出量を平成 27 年度末までに平成 17 年度実績の 10%以上を削減する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策</p> <p>① 保有資産の見直しを行うとともに、資産については、専門家等の助言を得ながら、効率的・効果的な運用や不要資産の処分に努める。</p> <p>② 施設・設備等については、既設施設の共同利用等を組織的に検討し、有効活用を行う。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>第三者評価を含む多様な評価を行う。また、評価結果を教育研究、組織運営の継続的改善に反映させることにより、大学の継続的な質的向上の促進、社会への説明責任を果たす。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>○自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <p>① 中期計画期間中の全学的な自己点検・評価の計画を策定し、それに基づく評価を実施し、その結果を公表するとともに、部局等に反映し、諸活動を改善する。</p>

<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>社会に対する説明責任を果たすため、管理運営、教育研究活動等に係る情報を積極的に公開する。</p>	<p>② 大学に課せられている認証評価を平成 23 年度に受審し、その結果を公表するとともに、教育研究、組織運営の改善に反映させる。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的な方策</p> <p>① 既存の広報媒体（大学概要、広報誌、ウェブページ、グループウェア）の見直しを行い、管理運営を含む学内諸活動の情報のより速やかな公開を可能とするとともに、新たな広報媒体の導入を検討する。</p> <p>② 外国人留学生の受入れや国際化を踏まえ、ホームページの本学基本情報を多言語に対応する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>施設設備を全学の共有財産として位置づけ、有効活用を図るとともに、定期的な点検評価を行い、教育研究組織の転換及び施設の老朽、狭隘等に計画的かつ効率的に対応できる施設整備を行う。</p> <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>学内における安全管理体制を構築し、安全管理に関する研修の実施、教職員・学生の健康管理、事故防止対策の充実を目指す。また、情報セ</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○施設等の整備に関する具体的方策</p> <p>① 施設の維持管理のために老朽化の点検を行い、修繕計画を策定する。</p> <p>② 校舎、学生寄宿舎等について、聴覚・視覚障害者のための教育研究、生活環境としてのバリアフリー化、安全性、情報保障に関する見直しを行い、実情に即した整備改善計画を策定し、実行可能なものから整備を行う。</p> <p>③ 本学の教育研究上、新たに必要となる施設設備を計画的に整備する。</p> <p>④ 学内情報ネットワークの整備計画及び管理運営に関する方策を策定する。</p> <p>○施設等の有効活用に関する具体的方策</p> <p>① キャンパス内の全ての施設・設備について、利用状況を点検評価し、有効活用を進める。</p> <p>② 占有的に利用するスペース等については、受益者負担制度等の導入など、コスト意識の向上策を進める。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <p>① 労働安全衛生法等に基づいた、就労環境の定期点検を徹底し、その結果を</p>

<p>セキュリティ対策や個人情報保護の充実を進める。</p> <p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>社会的な信頼性の維持，業務運営の公平性の確保や公的研究費等の不正使用，研究不正の防止を図る観点から，法令違反等に関するコンプライアンス体制を更に強化する。</p>	<p>周知することにより，安全意識の啓発を図る。</p> <p>② 化学薬品等を引続き適切に管理する。</p> <p>③ 情報システムへの不正アクセス等に対応するセキュリティ対策や個人情報の適切な管理を引続き維持する。</p> <p>④ 施設設備等の安全・安心の確保対策を進める。</p> <p>○学生等の安全確保等に関する具体的方策</p> <p>聴覚・視覚障害学生に対する，感染症対策，実験・実習，インターンシップ中の事故，健康管理，緊急時の情報伝達・避難体制等に配慮した安全管理，事故防止マニュアルを充実するとともに，定期的に全学の防災訓練・避難訓練等を実施するなど，学生の安全確保の徹底を図る。</p> <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>○法令遵守等に関する具体的方策</p> <p>① 内部通報体制（窓口）の見直しを行い，より適切な通報窓口を設置する。</p> <p>② 各種研修会や説明会においてコンプライアンス体制や公的研究費等の不正使用の防止，研究不正について説明し，教職員の法令遵守の意識の高揚を図る。</p> <p>③ 服務規律に関するマニュアル等を作成し，学内専用ホームページに掲載して教職員個々の倫理観を高める。</p> <p>④ 会計経理を適正に執行する。</p>
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画</p> <p>別紙参照</p>
	<p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>○短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額</p> <p>8億円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対</p>

	策費として借り入れることが想定されるため。						
	<p>Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 職員宿舎の土地及び建物（茨城県つくば市竹園 3 丁目 34 番）を譲渡する。</p>						
	<p>Ⅸ 剰余金の使途</p> <p>○決算において剰余金が発生した場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 						
	<p>X その他</p> <p>1. 施設・設備に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額（百万円）</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 小規模改修</td> <td>総 額 90</td> <td>国立大学財務・経営センター施設費交付金（90）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注 1） 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>（注 2） 小規模改修について平成 22 年度以降は平成 21 年度同額として試算している。</p> <p>なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p> <p>2. 人事に関する計画</p> <p>教員については、公募制を一層積極的に活用するとともに、任期付き教員制度を拡充するなどにより、教員の流動性を高める。また、事務職員等については、近隣の大学との連携の下に人事交流を行うとともに、事務組織の活性化を推進するため、新任職員の採用を計画的に進める。</p>	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	・ 小規模改修	総 額 90	国立大学財務・経営センター施設費交付金（90）
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源					
・ 小規模改修	総 額 90	国立大学財務・経営センター施設費交付金（90）					

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,601 百万円
(退職手当を除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学財 務・経営セン ター)	1	1	1	1	1	1	6	5	11

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

4. 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ・ 教育，研究に係る業務及びその附帯業務

中期目標

別表 1 (学部, 研究科等)

学 部	産業技術学部 保健科学部
研 究 科	技術科学研究科

別表 2 (教育関係共同利用拠点)

障害者高等教育拠点 (筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター)

中期計画

別表 (収容定員)

平成 22 年度	産業技術学部 保健科学部 技術科学研究科	200人 160人 7人
平成 23 年度	産業技術学部 保健科学部 技術科学研究科	200人 160人 14人
平成 24 年度	産業技術学部 保健科学部 技術科学研究科	200人 160人 14人
平成 25 年度	産業技術学部 保健科学部 技術科学研究科	200人 160人 14人
平成 26 年度	産業技術学部 保健科学部 技術科学研究科	200人 160人 14人
平成 27 年度	産業技術学部 保健科学部 技術科学研究科	200人 160人 14人

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,771
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	90
自己収入	1,846
授業料及び入学料検定料収入	980
附属病院収入	629
財産処分収入	0
雑収入	237
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	351
長期借入金収入	0
計	19,058
支出	
業務費	18,608
教育研究経費	17,988
診療経費	620
施設整備費	90
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	351
長期借入金償還金	9
計	19,058

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 10,601 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては, 平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については, 国立大学法人筑波技術大学退職手当規程に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として交付される金額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属診療所の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入 (入学定員超過分等)、授業料収入 (収容定員超過分等) 及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし、第 2 期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属診療所の一般診療活動に必要な人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属診療所における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。

$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y) + D (y)$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A (y) = E (y) + F (y) - G (y)$$

- (1) $E(y) = E(y-1) \times \beta$ (係数)
 (2) $F(y) = \{F(y-1) \times \alpha$ (係数) $\} \times \beta$ (係数) $\pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$
 (3) $G(y) = G(y)$

$E(y)$: 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

$F(y)$: その他教育研究経費 (②) を対象。

$G(y)$: 基準学生納付金収入 (③) , その他収入 (④) を対象。

$S(y)$: 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

$T(y)$: 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$U(y)$: 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

$H(y)$: 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

$I(y)$: 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)}$$

(1) $J(y) = J(y-1) \pm V(y)$

(2) $K(y) = K(y)$

(3) $L(y) = L(y-1) \pm W(y)$

$J(y)$: 一般診療経費 (⑦) を対象。

$K(y)$: 債務償還経費 (⑧) を対象。

$L(y)$: 附属病院収入 (⑨) を対象。

$V(y)$: 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$W(y)$: 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α （アルファ）：大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	18,960
經常費用	18,960
業務費	15,674
教育研究経費	3,324
診療経費	430
受託研究費等	158
役員人件費	205
教員人件費	7,842
職員人件費	3,715
一般管理費	1,670
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	1,614
臨時損失	0
収入の部	18,966
經常収益	18,966
運営費交付金収益	16,117
授業料収益	744
入学金収益	163
検定料収益	16
附属病院収益	629
受託研究等収益	158
寄附金収益	145
財務収益	0
雑益	237
資産見返負債戻入	757
臨時利益	0
純利益	6
総利益	6

注) 受託研究費等は, 受託事業費, 共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は, 受託事業収益, 共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には, 附属病院における借入金返済額(建物, 診療機器等の整備のための借入金)が, 対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	19,189
業務活動による支出	18,172
投資活動による支出	877
財務活動による支出	9
次期中期目標期間への繰越金	131
資金収入	19,189
業務活動による収入	18,968
運営費交付金による収入	16,771
授業料及び入学金検定料による収入	980
附属病院収入	629
受託研究等収入	158
寄附金収入	192
その他の収入	238
投資活動による収入	90
施設費による収入	90
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	131

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。